

①すでに  
年金を受給している



②これから  
年金を受給する



お客様は  
どちらですか？



# 年金受取口座の手続き方法



## ①すでに年金を受給されている方 の手続き

提出から設定変更の  
反映までの所要期間

1ヶ月～2か月

用意するもの



年金手帳

または



年金証書  
(年金振込通知書でも可)



インターネット支店  
キャッシュカード

### ◆手続き方法

#### STEP1 「年金受給者 受取機関変更届」をダウンロード

- 以下のリンクをクリックし、「日本年金機構」のWEBサイトから「年金受給権者 受取機関変更届」をダウンロードのうえ、印刷してください。

 [年金の受取先金融機関を変えるとき（日本年金機構）](#) >



#### STEP2 「年金受給者 受取機関変更届」を記入

- 以下の記入例（PDF）を参考に、「年金受給者 受取機関変更届」をご記入ください。



記入例



#### STEP3 「金融機関名・支店名・口座番号・口座名義」の確認できる資料を用意

- 年金受取口座の確認のため、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の確認できる資料をご用意ください。
- インターネット支店は通帳を発行しない通帳レス口座のため、「キャッシュカード」もしくは「インターネットバンキングのTOP画面」を印刷したものが提出資料となります。

キャッシュカードのコピー



インターネットバンキングのTOP画面を印刷したものと



または

※ 残高等の情報は黒く塗りつぶして下さい。

#### STEP4 お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」に提出

- 年金事務所または街角の年金相談センターへ「郵送」または「窓口」でご提出ください。

提出するもの

- ① 年金受給者 受取機関変更届
- ② 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の確認できる資料

 [全国の相談・手続き窓口（日本年金機構）](#) >





## ②これから年金を受給される方 の手続き

提出から  
年金証書送付まで

1ヶ月～2か月

### ◆手続き方法

#### STEP1 「年金請求書」の受取・記入

- 支給開始年齢に到達する3か月前に、日本年金機構から「年金請求書（事前送付用）」が届きます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

 支給開始年齢になったとき（日本年金機構） >



#### STEP2 「金融機関名・支店名・口座番号・口座名義」の確認できる資料を用意

- 年金受取口座の確認のため、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の確認できる資料をご用意ください。
- インターネット支店は通帳を発行しない通帳レス口座のため、「キャッシュカード」もしくは「インターネットバンキングのTOP画面」を印刷したものが提出資料となります。

キャッシュカードのコピー



インターネットバンキングのTOP画面を印刷したもの



または

※ 残高等の情報は黒く塗りつぶして下さい。

#### STEP3 お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」に提出

- 「年金請求書」に必要事項を記入し、支給開始年齢（誕生日の前日）に到達してから最寄の年金事務所（または年金相談センター）に提出してください。
- 支給開始年齢になる前に提出された場合は、受付されませんのでご注意ください。

提出するもの

- ① 年金請求書
- ② 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の確認できる資料

 全国の相談・手続き窓口（日本年金機構） >

